

職員の給与の男女の差異について

山口県周南市

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.4 %
任期の定めのない常勤職員以外	78.9 %
全ての職員	64.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.9 %
本庁課長相当職	95.5 %
本庁課長補佐相当職	96.2 %
本庁係長相当職	95.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.5 %
31～35年	90.4 %
26～30年	88.3 %
21～25年	91.6 %
16～20年	86.5 %
11～15年	88.1 %
6～10年	90.7 %
1～5年	90.2 %

【説明欄】

- ・扶養手当について男性の支給額が多い。
- ・管理職手当について男性の管理職の割合が高いため、男性の支給額が多い。
- ・特殊勤務手当について、手当の支給対象となる消防職員に男性職員が多いことから、男性の支給額が多い。
- ・各性別ごとの全ての職員にしめる「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は約80%、女性は約45%である。「任期の定めのない常勤職員以外」の職員である会計年度任用職員について女性は比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。